



危険物施設等における事故防止について

危険物保安室

1 はじめに

近年、危険物施設数は減少しているにも関わらず、危険物施設に係る火災・流出事故件数は、依然として高い水準で推移しています。

これら危険物施設等における事故防止対策については、消防庁主催の学識経験者、関係業界団体、消防本部等で構成された「危険物等事故防止対策情報連絡会（以下「連絡会」という。）で決定した「危険物等に係る事故防止対策の推進について」に基づき、毎年度「危険物等事故防止対策実施要領」を策定し、関係機関が一体となった事故防止対策を推進しているところです。

ここでは、これらの内容を中心に、消防庁における危険物事故防止対策についてご紹介します。



平成30年度第2回危険物等事故防止対策情報連絡会

2 事故防止対策を実施するうえでの共通的な留意事項

連絡会では、平成元年から平成29年の間に危険物施設で発生した事故のヒューマンファクター分析及び対策を取りまとめており、重大事故につながるヒューマンファクター起因の事故防止に重点を置いた取組みを行っていく必要があるとしています。

また、危険物等に係る重大事故^(注)の発生を防止するためには、業種を超えた事故の情報の共有を図るとともに、事業者が危険物事故防止安全憲章等の内容や東日本大震災の状況を踏まえ、自らの実態、体制等に応じた安全確保方策を確立することが重要であることに鑑み、下記の事項に留意して事故防止対策を講ずる必要があるとしています。

- 保安教育の充実による人材育成・技術の伝承
- 想定される全てのリスクに対する適時・適切な取組
- 企業全体の安全確保に向けた体制作り
- 地震・津波・風水害対策の推進

(注) 1つ以上の深刻度評価指標（平成28年11月2日付け消防危第203号通知）で深刻度レベルIに該当する事故

3 令和元年度の消防庁の取組み

令和元年度（平成31年度）危険物等事故防止対策実施要領における消防庁の取組内容は次のとおりです。

- 重大事故や典型的な事故の原因及び対策を具体的に整理し、事例集として周知啓発する。
- 具体的な事例から得られた知見を事業所の定期点検や危険物取扱者の保安講習、立入検査等へ反映して、点検・維持管理の実効性を向上させる。
- 危険物保安に係る人材育成の観点から、危険物取扱者の資格取得や保安講習の受講を促進する。
- 危険物等事故防止ブロック連絡会議^{*}において、都道府県、政令市消防本部及び同会議に参加する消防本部から、事故発生状況や危険物施設の業態・態様を踏まえた事故防止に係る取組について報告してもらうこととし、良好事例等を広く情報共有する。

* 今年度は北海道、群馬県、岐阜県、和歌山県、愛媛県、沖縄県の6箇所で実施します。



危険物取扱者・消防設備士
試験広報ポスター

- 消防庁、厚生労働省、経済産業省が一体となり石油コンビナート等における災害防止に向けた取組を進めるため、石油コンビナート等災害防止3省連絡会議（以下「3省連絡会議」という。）による関係省庁との連携を図る。

4 おわりに

今後も、連絡会や3省連絡会議等を通して、一層の事故防止対策の推進に努めて参ります。本内容の詳細については、当庁のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

また、「危険物等事故防止ブロック連絡会議及び危険物事故防止講習会の開催について」（令和元年7月17日付け消防危第85号）によりお知らせしているところですが、事故防止に係る情報及び問題意識の共有のため、各消防本部におかれましては、10月から順次開催する危険物等事故防止ブロック連絡会議への積極的な参加に御配意お願いします。

問合わせ先

消防庁危険物保安室 小島、大西
TEL: 03-5253-7524